

V 財政援助団体等監査

習志野市監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の概要

1 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項、習志野市監査基準第4条第3号)

2 監査の期間及び対象

(1) 期間 令和3年5月27日から6月24日まで

対象 習志野商工会議所、指定管理者(習志野大久保未来プロジェクト株式会社、一般社団法人あつたか大久保ひろば)

(2) 期間 令和3年8月25日から9月29日まで

対象 社会福祉法人習志野市社会福祉協議会、指定管理者(社会福祉法人習志野市社会福祉協議会、社会福祉法人江戸川豊生会、社会福祉法人豊立会)

(3) 期間 令和3年10月4日から10月29日まで

対象 公益財団法人習志野文化ホール、指定管理者(公益財団法人習志野文化ホール)

3 監査を実施した監査委員

福田 佐知子

布施 孝一

4 監査の範囲

習志野商工会議所、社会福祉法人習志野市社会福祉協議会、公益財団法人習志野文化ホールについては、前回監査日の属する月の初日から監査日までの財政的援助に係る財務に関する事務及び事務事業執行状況、指定管理者については、前回監査日の属する月の初日から監査日までの公の施設の管理に係る財務に関する事務及び事務事業執行状況。

5 監査の実施内容

習志野商工会議所、社会福祉法人習志野市社会福祉協議会、公益財団法人習志野文化ホールについては、予め提出を求めた監査資料、財務諸表等に基づき、出納その他の事務を主体に、経営状況等について関係職員より説明を聴取しつつ審査を行い、監査を実施した。

指定管理者については、予め提出を求めた監査資料、事業報告書、財務諸表等に基づき、公の施設の管理状況等について関係職員より説明を聴取しつつ審査を行い、監査を実施した。

第2 監査の結果

<財政的援助団体、出資団体>

習志野商工会議所

1 事務事業の概況

商工会議所は、商工会議所法に基づき、市内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とするものである。この目的達成のため、意見活動、経営改善普及、地域資源の活用、研修会又は講習会の開催、技術及び技能の普及又は検定、相談・指導等を実施している。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が次に記載の注意指導事項を除き、法令に適合し、正確に行われていると認められた。

注意指導事項

(1) 習志野市商工業団体振興事業補助金の令和2年度補助実績内訳について

令和2年度実績報告書の補助実績内訳において、補助対象である中小企業支援室特別会計のうち、専門家派遣事業費決算額 131,664 円について、補助対象額として計上されていないことが確認された。

交付済みの補助金額に影響はないが、習志野市商工業団体振興事業補助金交付要綱第4条第1項別表2のとおり、補助対象経費を適切に計上する必要性が認められた。

(2) 令和2年度収支決算書総括表について

令和2年度収支決算書総括表において、当会館運営特別会計の繰出金 130,137 円及び産学官連携プラットフォーム事業特別会計の繰入金 43,575 円について、正しく記載されていないことが確認された。

収支決算書はその年度の収支状況を明らかにするものであり、令和2年度については理事会の承認前ではあるものの、正確に記載する必要性が認められた。

社会福祉法人習志野市社会福祉協議会

1 事務事業の概況

社会福祉協議会は、社会福祉事業を促進し、地域福祉の増進を図ることを目的として、市民の方々の貴重な支援を受け、市民福祉向上のための諸事業を実施している。

主な事業として常設ボランティア活動の拡大、利用者の権利擁護の推進、相談援助事業

の推進等を行っている。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が次に記載の留意事項を除き、法令に適合し、正確に行われていると認められた。

留意事項

(1) 社会福祉協議会補助金について

当該補助金の対象事業は、社会福祉法人習志野市社会福祉協議会補助金交付要綱第3条において、(1)法人運営事業に計上された人件費相当額、(2)協議会支部活動費、(3)前2号に定めるもののほか、地域福祉事業のうち市長が必要と認めるもの、と規定されている。これに対して補助事業等実績報告書に添付の人件費一覧(別紙2)を見ると、収益事業(23,470,159 円)も対象となっており、対象事業としての位置付けに明確性を欠く状況となっている。

また、同様に添付の補助事業実績報告書・補助金内訳書(別紙1)を見ると、対象科目・人件費の中に「7. 自主的財源(△20,000,000 円)」が項目として記載されている。これは補助対象である人件費支出に対して自主財源(20,000,000 円)を充てていることを示しており、対象経費とその決算額を示す表欄にマイナス(△)表示で充当財源を記載していることになる。このことについては、充当財源のマイナス(△)表示を削除し、対象経費の総額を示した上で、充当自主財源を表示し、それを控除した残額を補助対象額として記載するのが望ましい。

以上のことから、習志野市社会福祉協議会補助金の対象経費については、収益事業との関係性も含めて不明瞭であることから、所管部と協議の上、精査、整理されるよう要請する。

なお、財政援助団体等監査のその後の状況(留意事項)について、当該団体より提出された留意事項に対する措置方針報告は次のとおりである。

留意事項に対する措置方針報告

(1) 社会福祉協議会補助金について

市補助金に係る申請書類について、別紙1の書式に関しては、収益事業収入額と補助対象人件費の均衡を帳票内に明示し把握できるようにする目的で、所管部である健康福祉部との協議を経てこのような形式をとっていたものです。

また、別紙2においては、「収益事業」という項目を設け、3人の職員をその下に記載していましたが、この3人は収益事業専従ではなく、実際に収益事業へ投入している人件費は最終的に「自主的財源」欄で減算する形をとり、対象外経費が補助金に投入されることのないよう処理しています。

しかしながら、今回指導を受けたように一連の現在の書式は、一目したところでは、収益事業と区分し適切に補助金を算定しているかが解らず不明瞭な状態になっていると考えら

れます。

つきましては、留意事項に示されたとおり、別紙1の「7. 自主的財源」欄のマイナス表示を削除し、対象経費の総額を示した上で充当自主的財源を表示し、それを控除した残額を補助対象額として記載する書式に変更することといたします。

公益財団法人習志野文化ホール

1 事務事業の概況

公益財団法人習志野文化ホールは、文化ホールを管理運営するとともに文化芸術事業を行い、もって市民の文化芸術の振興に寄与することを目的として設立されている。

事業は指定管理者業務として習志野市習志野文化ホールの指定管理業務、モリシアホール貸館事業、メロディー基金事業、芸術文化協会の事務局等である。

モリシアホールは、文化ホールの補完的施設として文化団体や民間事業所の展示会、発表会、会議、リハーサル等多目的に使用できる会場として幅広く利用されている。

2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

公益財団法人習志野市スポーツ振興協会(令和2年度監査実施)

前年度に実施した財政援助団体等監査のその後の状況(留意事項)について、当該団体より提出された留意事項に対する措置方針報告は次のとおりである。

留意事項(再掲)

(1)経理事務及び会計処理について

平成30年度の財政運営調整基金積立預金からの取崩が年度内に処理されていなかったこと、また、平成30年度及び令和元年度の決算書類に記載誤りがあったことから、適正な予算の管理、執行を行うと共に、会計処理を確実にを行い、決算書類を正確に記載する必要性が認められた。

については、経理事務の確認体制の更なる強化及び外部の専門家による決算を含めた会計の確認体制の強化に取り組まれることを要請する。

留意事項に対する措置方針報告

(1)経理事務及び会計処理について

ご指摘のあった経理処理の誤りについては修正を行い、適正な予算の管理、執行を行うと共に会計処理を確実にを行うことといたします。

更に、決算を含む経理事務処理については、慣例で担当者に頼りきりになっていましたが、複数職員によるチェック体制を図るとともに外部の専門家(税理士)による確認体制の強化に取り組み、今後、同様の誤りが発生しないよう取り組んでまいります。

<指定管理者>

習志野大久保未来プロジェクト株式会社

1 事務事業の概況

習志野大久保未来プロジェクト株式会社は、PFI法に基づく特定事業である、大久保地区公共施設再生事業を実施するために設立された特別目的会社であり、「大久保地区公共施設再生事業 事業契約書」に基づき、生涯学習複合施設プラッツ習志野の管理運営を行っている。

令和2年度の事業実施状況は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じながら、市民ホール、公民館、体育館等の使用許可の他、民間公共的事業として、芸術鑑賞事業、文化教育事業、スポーツ健康増進事業の各種イベント等を開催した。

2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

一般社団法人あったか大久保ひろば

1 事務事業の概況

一般社団法人あったか大久保ひろばは、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市市民プラザ大久保の管理運営を行っている。

令和2年度の事業実施状況は、施設の使用許可 3,262 件で、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じたうえで、自主事業として「歴史展」等を開催した。

2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が次に記載の注意指導事項を除き、法令に適合し、正確に行われていると認められた。

注意指導事項

(1) 支出の決定について

1件1万円以上5万円以下の支出については、事務局長より理事会に報告をすることとされているが、理事会の議事録等に当該報告事項の記載がなく、報告されていることの確認ができなかった。

一般社団法人あったか大久保ひろば会計処理規程第9条第2項の規定により、当該案件については漏れなく報告し、また、報告の有無が明らかになるよう議事録等に記載する必要性が認められた。

(2) 出金伝票について

出金伝票に取引の正当なことを示す証拠書類(領収書等)が添付されておらず、支出内容の明細が確認できない案件が散見された。

一般社団法人あつたか大久保ひろば会計処理規程第 11 条第2項の規定により、出金伝票に証拠書類を適切に添付する必要性が認められた。

社会福祉法人習志野市社会福祉協議会

1 事務事業の概況

社会福祉法人習志野市社会福祉協議会は、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市総合福祉センターさくらの家及び習志野市総合福祉センターいずみの家の管理運営を行っている。

習志野市総合福祉センターさくらの家は老人福祉法第 20 条の7に規定する老人福祉センターであり、高齢者福祉の増進のための各種相談並びに施設及び設備の提供、高齢者の健康の維持増進のための各種指導等を行っている。

令和2年度の事業実施状況は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、さくらまつりの他、主要な事業や講座が中止となったが、感染拡大防止対策を講じながら、コロナ禍におけるルールサークル説明会、映画鑑賞会、さくら相談(特設相談)等を実施した。

習志野市総合福祉センターいずみの家は、地域福祉活動の推進を図ることを目的とする地域福祉センターであり、福祉の増進を図るため各種相談、ボランティア活動の拠点として施設及び設備の提供等を行っている。

令和2年度の事業実施状況は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、夏休み学生向けボランティア説明会等の主要な事業が中止となったが、収集ボランティアの活動を、自宅に持ち帰り実施する活動に切り替える等、工夫して実施した。

2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が次に記載の注意指導事項を除き、法令に適合し、正確に行われていると認められた。

注意指導事項

(1) さくらの家の維持管理業務(修繕)の承認申請に係る文書事務について

市に提出する承認申請書の日付と、決裁伺書に記入されている施行日とが一致しておらず、また、市からの承認通知書の收受及び供覧を行っていない事案が散見された。

社会福祉法人習志野市社会福祉協議会文書管理規程第8条及び第 13 条の規定により、起案文書に施行日として発送若しくは送達の日を記入し、また、配布を受けた文書は正しく收受処理を行い、供覧する必要性が認められた。

社会福祉法人江戸川豊生会

1 事務事業の概況

社会福祉法人江戸川豊生会は、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市立養護老人ホーム白鷺園及び習志野市立白鷺園デイ・サー

ビスセンターの管理運営を行っている。両施設は利用料金制となっている。

令和2年度の事業実施状況は、養護老人ホーム、ショートステイ、デイ・サービスの他に訪問介護事業、居宅介護支援事業を行い、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じながら、利用者のニーズに応じたサービスを提供した。

2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が次に記載の注意指導事項を除き、法令に適合し、正確に行われていると認められた。

注意指導事項

(1)管理する公の施設に関する事業報告書について

令和元年度及び令和2年度の「管理する公の施設に関する事業報告書」の通所介護事業の記載において、令和元年度の「利用率」、「登録人数月平均」及び「月別、要介護度別利用者数の計」、並びに令和2年度の「利用率」及び「登録人数月平均」の数値が誤っていることが確認された。

習志野市立養護老人ホーム白鷺園及び習志野市立白鷺園デイ・サービスセンターの管理に関する基本協定書第 21 条第2項に基づき、利用状況を適正に報告する必要性が認められた。

社会福祉法人豊立会

1 事務事業の概況

社会福祉法人豊立会は、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市東部保健福祉センター（高齢者福祉センター芙蓉園及び東部デイ・サービスセンター）の管理運営を行っている。東部デイ・サービスセンターは利用料金制となっている。

令和2年度の事業実施状況は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、交流会等の集団活動行事等は実施を見合わせ、感染拡大防止対策を講じながら、陶芸教室等の個別活動を中心に実施した。

2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

公益財団法人習志野文化ホール

1 事務事業の概況

公益財団法人習志野文化ホールは、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市習志野文化ホールの管理運営を行っている。

令和2年度の事業実施状況は、自主文化事業では新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ほとんどの公演が中止となったが、感染拡大防止対策を講じながら、「千葉交響楽団第 107 回定期演奏会」、「伝統芸能 華の舞(歌舞伎)」等を開催した。

また、広報宣伝活動としては、ホームページ、広報習志野、デジタルサイネージ、JR津田沼駅前広告塔への掲示等を行っており、令和2年度においては、特に公演の中止や延期に伴う情報発信及び感染状況に応じた利用案内を重点的に行った。

2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。